

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 7 号
件 名	夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>最近、夫婦が別々の氏（姓）を名のすることもできる、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。夫婦の氏の在り方については、政府の第5次男女共同参画基本計画では、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮するとなっています。</p> <p>夫婦別姓は必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓になり、ひいては兄弟姉妹がばらばらの姓になる可能性すらあります。令和3年の内閣府の世論調査では、別姓は子供にとって好ましくないという声は69%にも上り、子供への心の影響を第一に考えるべきです。</p> <p>また、同世論調査では、同姓制度維持が27%、現在の同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用について法制度を設けた方がよいが、42.2%と回答されています。つまり、旧姓の通称使用を希望する人たちは同姓制度を維持すべきとの前提があり、したがって、同姓制度を維持すべきと答えている人は、実際は69.2%です。それに対し、別姓導入賛成は28.9%です。夫婦別姓の導入は、国民世論の賛同を得ているとは到底言えません。しかも、別姓導入賛成者の中で、自ら別姓を希望する人は1割にも達していません。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和7年2月18日 市民厚生常任委員会
受 理	令和7年1月24日 第514号

さらに、夫婦別姓は選択制だからよいのではないかとされていますが、選択であっても、それが導入されると姓は個人の呼称にすぎなくなります。それは結果的にはファミリーネームの否定となり、社会の基盤である家族とその制度に重大な問題を引き起こしてしまいます。

私どもは、夫婦・親子同氏制度を維持し、第5次男女共同参画基本計画に定められたように婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないような運用を進め、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むなどの施策を強く要望します。

また、夫婦別姓であれば、遺産相続などの問題が夫婦間のみならず、親族も巻き込んだ問題が起こる可能性があることも想像されます。むやみに法改正をするのではなく、旧姓の通称使用で拡充できるものと考えます。

上記の内容を踏まえ、貴議会におかれましては慎重審議のほど、検討をお願いいたします。

貴議会におかれましては国会、政府に夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を提出してくださるよう陳情申し上げます。